

(1) 地方公共団体への説明

- 全都道府県に対し、法律の概要説明をオンラインで実施
- 初回の区域指定の対象となる都道府県・市町に対し、法律の概要、区域指定の考え方についてオンラインで説明を実施

(2) 内閣府ホームページへの情報掲載

- 法律の概要、審議会の概要、区域指定の考え方、届出の考え方や方法等についての情報を掲載済
- 区域図は、区域指定がなされた段階で速やかにホームページに掲載予定

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/>

内閣府 重要土地

検索 🔍



(3) 地域住民等への周知

- コールセンターを設置し、個別の問い合わせに対応し得る体制を整備

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL : 0570-001-125 (平日9:30~17:30)

- 地方公共団体の協力を得つつ、以下を実施することを調整中
 - ・ 地方公共団体の窓口等におけるリーフレットの配布
 - ・ 地域の回覧板や広報誌等の活用によるお知らせペーパーの配布
 - ・ 区域が所在する地方公共団体が発行する広報誌への情報掲載